

姫路市立安富南小学校いじめ防止基本方針

平成26年8月作成
令和5年4月改訂

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人として決して許されない行為であることを私たち大人が共有しておくことが重要である。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されている。

いじめは、どの児童についても、どの学校においても起こりうるものである。このことを十分に認識した上で全ての児童にとって安全で安心して学校生活を送り、心の居場所となる安らぎの場が提供されるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指さなければならない。そのために、学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに該当するかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子などをきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

2 いじめ防止等に関する学校の取組

(1) 本校の基本方針

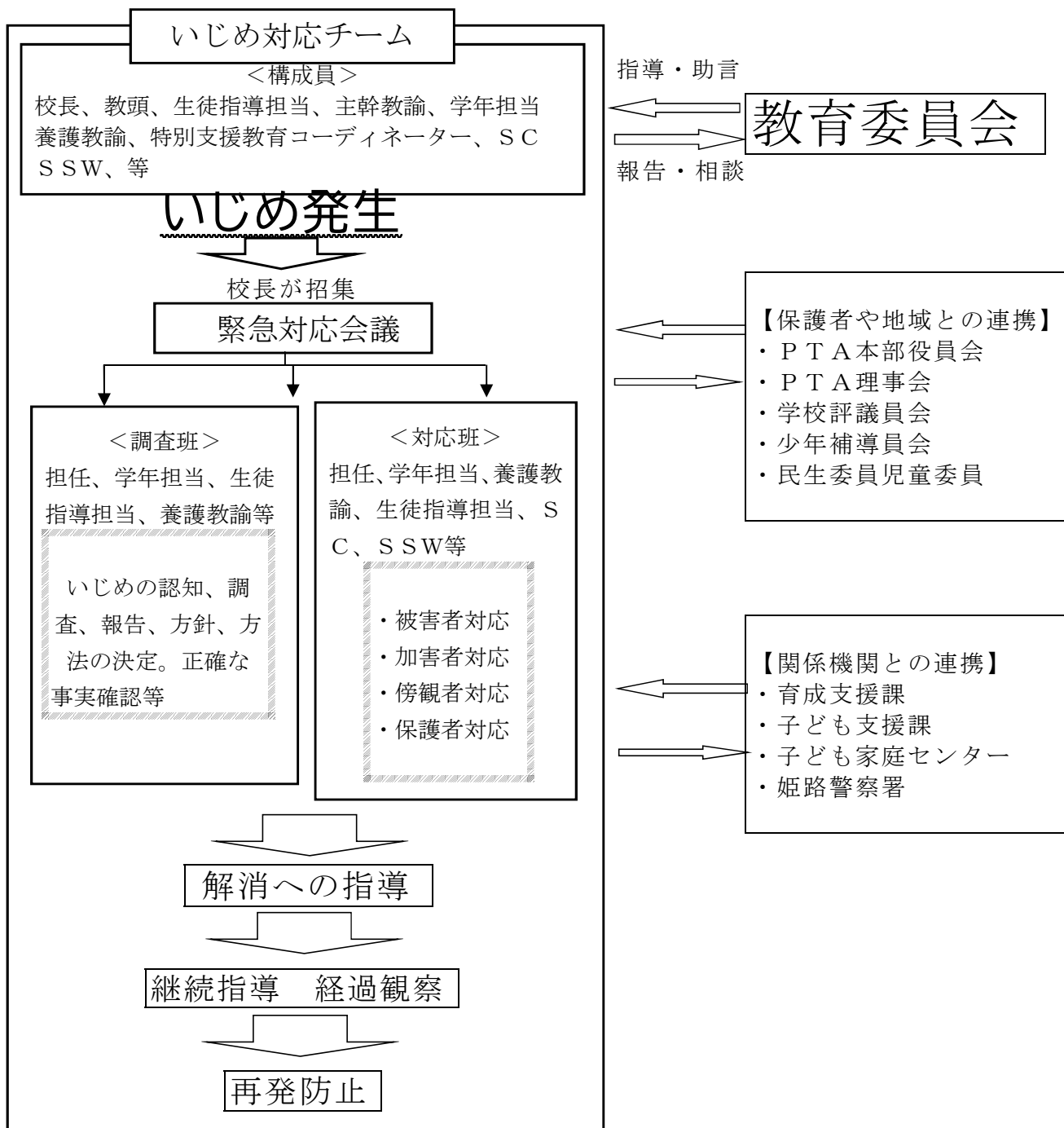
本校は「夢の実現に向かい、心豊かに伸びようとする児童の育成」を教育目標に掲げ、「通ってよかった南小、通わせてよかった南小 勤めてよかった南小～笑顔の登校 満足の下校～」を、目指す学校象として取り組んでいる。このことを念頭に置いた上で、児童が安心して学校生活を送るために、以下の点を基本方針として取り組んでいく。

- ・いじめは絶対に許されない行為であるということを、常日頃から学校生活全般を通して、子どもたちに伝えていく。
- ・いじめの定義をしっかりと理解した上で、いじめはどこでも起こりうる問題であるとの認識を持って、子どもが発するサインを見逃さず早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめの情報を把握した場合や認知した場合は、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行い、いじめを受けた子どもを守るとともに、解決に向けて全力を尽くす。また、再発防止に向けて根気強く継続的な対応を行っていく。
- ・いじめが起こらない学校づくりのために、学校の教育活動全体を通じて豊かな心

を育む教育の充実に努める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、主幹教諭、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係職員により構成される「いじめ対応チーム」を設置する。



※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催する。

※いじめ対応チーム会議は、原則学期に1回開催する。

(3) いじめ対応チームの具体的な役割は以下の通りである。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握や情報収集を目的とした取組（定期的ないじめアンケートの実施）
- エ いじめが生じた際の組織的な対応
- オ 事実関係の把握といじめか否かの判断

- カ いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- キ 保護者や地域住民への情報提供
- ク 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(4) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

3 いじめの未然防止

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

未来を担う児童に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道徳教育の要となる「道徳の時間」を充実させることが重要である。また、自他の命の大切さを認め合い、尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

全ての児童が認められているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、ライフスキル教育を推進し、児童の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えられるようなスキルを学ばせ、児童の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 学級経営の充実

児童が安心して伸び伸びと学校生活を送るためには、学校生活の基盤となる学級において、一人一人のよさや可能性が認められ、支えあい、励ましあうことのできる支持的風土を醸成する事が大切である。そのためには、児童一人一人が活躍できる場を設定する。児童のよさを認め、励まし広げる場を設定する。グループ活動など、助け合いの場を設定する。児童の思いやりや願いを生かす活動を取り入れる。等の取り組みを積極的に進める。

(4) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」を展開し、児童に「できた」という達成感を味わわせられる授業を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を有効的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(5) 小中一貫教育の推進

姫路市が作成した小中一貫教育標準カリキュラムを活用し、小中学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で児童を育成する取組を進める。

(6) 校内研修の充実

校内生活指導委員会を中心に、「いじめを許さない学校づくり」や「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見、組織的な早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上

を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童理解を深める。

ライフスキル教育の推進に当たり、校内研修で研修を深め、教師の授業力の向上に努める。なお、体罰は、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No! 体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

(7) 指導上の注意

学校として配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見

(1) 児童の実態把握

学期に1回実施するアンケート調査やそれに伴う教育相談、日々の連絡帳や日記帳、チェックリストの活用、学校生活状況の観察等を通して日常的に児童の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、または、選択・併用等のほか、生活実態調査に含めるなど、児童が記入しやすい形態で実施する。

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携して、やすらぎルームや保健室等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は、常に児童の立場に立って共感的に気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有し、連携を進める。

ア スクールカウンセラー等の活用

児童や保護者にカウンセリングを実施し、児童の不安の軽減や保護者の児童理解の深化を図る。

イ 養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児童と保健室で関わることが多い。そこで、担任やスクールカウンセラー等、生活指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

■ 教育相談のご案内（姫路市立総合教育センター）

いじめや不登校、問題行動、発達における悩みなど、専門的知識を持ったスタッフが相談にお応えします。

電話相談、来所相談、訪問相談、心療科医による相談などを行います。

(1) 特長

- ・ 子ども本人からの相談に応じています。
- ・ 子どものしつけや子育て、教育に関わることなど、子どもに関わるすべての方からの相談に応じています。
- ・ 保育士や教師からの子どもの相談はもちろん、保育士や教師自身の心の相談にも応じています。

(2) 相談方法

フリーダイヤル 0120-7830-28 にお電話下さい。電話相談担当者が相談に応じます。

※ 携帯電話からは、079-224-5843 で育成支援課相談係につながります。

(3) ご注意

フリーダイヤルは電話相談専用です。通常の連絡等は一般回線をお使い下さい。フリーダイヤルの相談時間は下の通りです。

- ・ 月曜～金曜は9時から17時まで（受付は16時まで）
- ・ 第2、第4金曜は9時から21時まで（受付は20時まで）
- ・ 第1、第3土曜は9時から17時まで（受付は16時まで）

5 いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童を保護し、苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チーム等の校内組織に報告・招集し、以下の点に留意して組織的に対応する。

- (1) 正確な実態把握
 - ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聞き取りを行い、詳細に記録を取る。
 - イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- (2) 指導体制、方針の決定
 - ア 指導のねらいを明確にする。
 - イ 全ての教職員の共通理解を図る。
 - ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
 - エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。
- (3) 児童への指導・支援
 - ア いじめを受けた児童や情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
 - イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
 - ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との人間関係修復の場を設定する。
 - エ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
 - オ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (4) 保護者との連携
 - ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
 - イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
 - ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。
- (5) 事後の対応
 - ア スクールカウンセラー等や関係機関との連携での相談等を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
 - イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
 - ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
 - エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
 - オ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。
- (6) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

 - ア 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
 - イ いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットや携帯電話等の特殊性による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図り、児童や保護者に対して情報モラル教育や啓発活動を行う。

さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

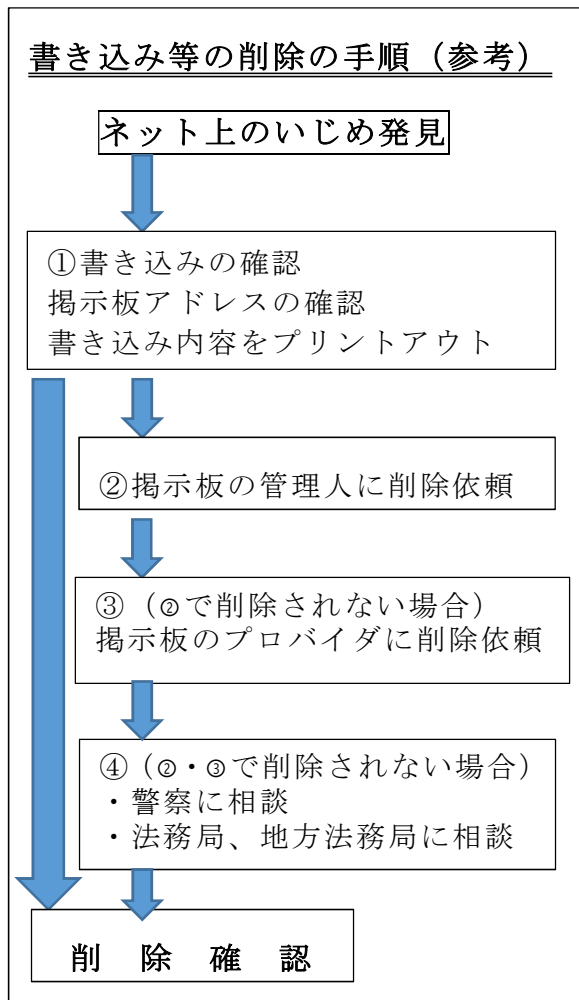
「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保、児童生徒からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

(1) 情報モラル教育の推進

教室で活用できる学習用コンテンツの配信等により、姫路市教育委員会の支援を得て情報モラル教育を推進する。また、教育の情報化推進研修等の実施により、教職員の指導力向上を図る。

(2) 児童及び保護者への啓発

児童や保護者向けに啓発資料を配付するなど、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や家庭においてルールづくりを行うことの大切さを周知する。



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて姫路市長へ事態発生について報告する。
- ② 教育委員会の判断により、学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。また、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

教育委員会が主体となって調査を行う場合は、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。学校は、資料の提出など、調査に協力する。

- ③ 当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
 - イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合
児童の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。
 - ウ 児童の自殺という事態が起こった場合
「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。
- ④ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。
- ⑤ 教育委員会又は学校は、調査結果について姫路市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

8 家庭・地域社会・関係機関との連携

- (1) 家庭や地域社会への啓発
保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、保護者研修会やホームページ、学校だより等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。
- (2) 家庭や地域社会からの協力
多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。
- (3) 関係機関との連携
 - ① 警察との連携
管理職や生徒指導担当教員等を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。
 - ② 福祉機関との連携
いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。
 - ③ 法務局との連携
「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。
 - ④ 医療機関との連携
いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

9 いじめ防止等の検証及び見直し

P D C A サイクルによる評価を定期的に行い、いじめ対応チームを中心として、この基本方針について検証し、必要な見直しを行う。

10 いじめ未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組 ＜ライフスキル教育＞	早期発見の取組
4月	いじめ対応チーム会議 (本年度の方針、年間計画) 生活指導委員会	学級開き 縦割り班活動・掃除	家庭訪問 学級懇談会 生活指導委員会 教育相談
5月	保護者・地域住民への啓発 生活指導委員会 職員研修(児童理解)	スポーツフェスティバル	教育相談
6月	心の教育担当者会 生活指導委員会 学校評議員会	健康な体づくり (健康教育) (3年生)環境体験学習 (1年生)防犯教室 交通安全教室	教育相談 いじめアンケート実施 及び面談
7月	いじめ対応チーム会議 (いじめ防止基本方針の改訂) 生活指導委員会 カウンセリングマインド研修	夏季休業に係る生活指導 (夏休みの安全な過ごし方について)	個人懇談会 教育相談
8月	Q-Uテスト職員研修 生活指導委員会		
9月	いじめ対応チーム会議 (情報共有、今後の計画) 生活指導委員会	情報モラル教育(スマホ・ 携帯教室)	教育相談
10月	生活指導委員会	(5年生)自然学校 (6年生)修学旅行 (4年生)車いすバスケット	
11月	心の教育担当者会 生活指導委員会	音楽会	教育相談 いじめアンケート実施 及び面談
12月	生活指導委員会	冬季休業に係る生活指導	個人懇談会 教育相談
1月	生活指導委員会	(2年生)命の授業 (5年生)命の授業	教育相談
2月	心の教育担当者会 生活指導委員会 学校評議員会 学校評価による点検・改善	自分の体を大切に (薬物乱用防止教室)	教育相談 いじめアンケート実施 及び面談 保護者アンケート 学級懇談会
3月	生活指導委員会 いじめ対応チーム会議 (本年度のまとめ)	6年生を送る会 学年末休業に係る 生活指導	教育相談